

京都市消費生活審議会
第 17 期における審議予定案件

1 審議予定案件（平成 20 年 12 月現在。第 16 期からの継続案件含む。）

（1）消費生活基本計画

ア 計画の推進状況について，消費生活条例第 10 条第 5 項に基づき，審議会に報告を行っている（年次報告）。

イ 現在の計画は平成 22 年度までを取組期間としており，平成 23 年度から取り組む計画の策定について，諮問予定である。

（2）表示・包装に関する基準の見直しの検討

ア 包装基準に関して，第 16 期から審議継続中である。

イ 単位価格表示基準，商品等表示基準についても，今後，見直しの必要性を含め，検討する。

（3）広告・表示等に関するガイドライン

消費生活基本計画の取組項目として「広告・表示等に関するガイドライン策定の検討」を掲げており，平成 22 年度までの策定を目指して，検討する。

2 参考

（1）審議会及び部会の開催回数（通常）

ア 審議会（全体会）：年 2 回（6 月頃，12 月頃）

イ 表示・包装適正化部会，消費者苦情処理部会：案件の有無による（2 回程度）

（2）その他

上記のほか，開催が必要な事案（調停部会案件など）が生じた際は，適宜，開催する。